

佐久穂町太陽光発電施設の設置及び維持管理に関する条例手続きの主な流れは？

① 事業者は、計画を策定の時点で町と事前協議(事業計画事前協議)

・町は、事業者に対し必要な指導又は助言をすることができます。



② 事業者は、事前協議後に事業区域内標識の設置、説明会等の実施

・事業者は、地域住民等からの質問に対して誠実に回答し、意見等の申し出があったときは、事業計画に取り入れるよう努めなければなりません。また、説明会等を行ったときは経過を報告しなければなりません。



③ 隣接する土地所有者及び近隣住民や区代表者の同意、関係行政区との協定の締結

・事業者は、事業区域に隣接する土地所有者、近隣住民の2/3以上(事業区域の境界線から30メートル以内の距離にある土地又は建物の所有者、管理者、占有者、借主、居住者)、事業区域が所在する区の代表者、事業区域の雨水等の排水をする河川等管理者の同意を得なければなりません。

・事業者は、災害の防止及び良好な自然環境等の保存に係る事項等について、関係行政区の求めにより協定を締結しなければなりません。

・事業者は、第三者に譲渡又は貸し付けようとするときは、協定の効力を承継させなければなりません。



④ 事業者は、許可申請書類について事前協議(許可申請事前協議)

・事業者は、事業計画事前協議が終了後、許可申請事前協議を行わなければなりません。

・事業者は、遵守する技術的事項等、町関係機関と協議を行い、許可申請前に終了させます。



⑤ 事業者は、町と協定を締結

・事業者は、町と環境保全条例に基づく協定を締結しなければなりません。

・事業者は、第三者に譲渡又は貸し付けようとするときは、協定の効力を承継させなければなりません。



⑥ 事業者から町へ許可申請



⑦ 町から事業者へ事業の許可または不許可

- ・町は、以下のいずれかに該当するときは、許可しません。
- ◆必要な同意が得られていないとき。
- ◆関係行政区の求めによる協定が締結されていないとき。
- ◆事業計画における事項が、規則で定める基準に適合していないとき。



⑧ 事業者から町へ着手届提出の後に着工



⑨ 変更申請書

- ・事業者は、許可を受けた申請内容を変更しようとするときは、当該変更に伴い生じる工事等に着手する前に、町の許可を受けなければなりません。



⑩ 完了届の提出、工事完了検査